奈良県告示第三百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、生駒市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾